

令和5年9月8日

岩手県知事
達 増 拓 也 様

一般社団法人

日本塗装工業会岩手県支部
支部長 松 田 隆 二
岩手県塗装工業組合
理事長 黒 澤 良 作



要 望 書

陳情の趣旨

岩手県に置かれましては、平素より塗装業界中でも一般社団法人日本塗装工業会岩手県支部並びに岩手県塗装工業組合の活動に対しまして、格別のご高配を賜り深謝申し上げます。

本年は、東日本大震災から12年を経過し、震災・復興期間も終了、長引いた新型コロナウイルス感染症も収束に向っており、今年度からは第2期アクションプラン「復興推進プラン」を基に進めるものと思われませんが、復興完遂からの建設投資額の大幅減少、受注量減少に加え塗料を始めとした建設資材の高騰、品不足が顕著になるとともに、災害被災地の大幅な人口減少・後期高齢者の増加、過疎化、産業の衰退、技術者・熟練工等の人材不足と人件費の値上がり等などはなはだ厳しい状況に陥ってきております。

こうした中、県塗装工業会岩手県支部と県塗装工業組合は長年にわたり公共インフラ及び県民の主要財産である住宅の維持保全の為、高度な技術者、優良塗装技能士の育成と市場への供給等県民の利益に資することを目的に活動してまいりました。しかしながらコロナ禍の後遺症は、予想以上に厳しく、その影響と産業の衰退は沿岸部を中心に顕著に表れております。

私どもは、従来から、震災後の街づくり、地域づくりを目指し、地域コミュニティなどと連携を密にして、地域に密着した専門工事業を目指し、さらなる技術、技能の向上を推進してまいります。

県ご当局におかれましては、是非その意をお汲み置き頂き、特段のご配慮を賜ります様お願い申し上げます。

令和5年度 要望事項案

1. 塗装業者への分離発注について

我々塗装業者は、「新 担い手3法」に制定された背景にもある通り、長時間労働が常態化する中で、是正の急務、および現場の急速な高齢化と若者離れなどが深刻化しており「担い手の確保」が急務となっております。

また、後継者不足により継承が困難な事業者の増加は当業界においても重要な経営課題となっております。

岩手県公共施設等総合管理計画によれば、高度成長期に集中的に整備された各公共施設や橋梁等のインフラ施設が一斉に老朽化し、今後大量に更新・修繕の時期を迎えることが予想されます。建設後50年以上経過する施設の割合について、今から30年後には公共施設全体については77%の割合になり、またインフラ施設のうち橋梁については88%の割合になることが予想されております。よって県が保有する公共施設の修繕・更新に係る経費について年平均で約202億円、橋梁等のインフラ施設の修繕・更新等に係る経費については年平均で約288億円必要とされることが試算されております。しかしながら発注形態としては土木、建築会社への一括発注がほとんどであります。

何卒公共施設や学校改修、橋梁補修の発注については分離して発注していただき、また直接工事における塗装工事の割合割合が多い場合は優先的に塗装工事として発注していただけるようご要望いたします。

県の発注工事等公共工事での現場管理、現場施工が塗装業界全体の技能、技術の継承となり「担い手」の育成機会となっております。

上記、当塗装業界の現状をご勘案して頂き何卒よろしくごお願い申し上げます。

2. 塗装業者への発注件数並びに発注額増額について

近年、日本政府の方針の中には専門工事業の見える化として工事業者の強化、発展を推進している事と存じます。

岩手県営建設工事の塗装工事発注件数におきまして平成26年度以降約半数となっており、当業界事業者の受注機会が大幅に減少しております。こうした傾向が要因の一因となり各企業の管理体制強化や技術向上並びに技能者育成への影響に強く危惧の念を抱かずにはられません。

加えて、幅広い受注機会の拡大並びに各事業者の技術革新を後押ししていく上で、本州最大面積の本県で採用されております各振興局単位の地域限定参加資格につきまして、更なる指定地域の拡大または全県内への発注をご検討いただき、発注件数増加30件超、及び発注金額10億円以上を御考慮頂きます様、何卒ごお願い申し上げます。

3. 入札制度について

① 一次下請けの実績について

同一企業による受注の偏りを無くすために、総合評価の施工実績の評価点について、一次下請けの実績も評価点数に加えて頂くよう検討のほど何卒宜しくお願い申し上げます。

② (建築、鋼橋) 塗装技能士の評価点数について

技術の向上、技術の継承、品質確保に繋げていくためにも(建築、鋼橋)塗装技能士も評価点数の対象に加えて頂く事をご検討のほど何卒宜しくお願い申し上げます。

③ 配置予定技術者の要件について

総合評価の公平性に期するためにも、塗装工事としての発注時は、発注工種類以外での「配置予定技術者の表彰実績」や「週休2日制の取組実績」は技術評価点に考慮しない様ご検討の程何卒宜しくお願い申し上げます。

④ 塗装工事における入札参加資格要件の自社施工条件について

塗装技能者、塗装職人を自社雇用している塗装専門工事業者の受注機会の拡大になるよう、法面工事の「吹付工又はボーリングマシンによる削孔工に従事する技術者及び作業員の総数を2分の1以上は自社雇用の者を含む」自社施工の条件の記載がある通り、塗装工事における自社施工の条件にも、既に条件とされている「主要工種に係る職長には必要となる技能士等を自社雇用の者を配置できること」の他に「全体施工面積の1/2以上もしくは1,000㎡以上を自社施工とし、自社施工には下請けを行っている完全協力会社は含まない」を追記頂けます様ご検討のほど何卒宜しくお願い申し上げます。